

別紙第4

補 償 契 約 書

¥

建設省が施行する 工事のために隣接地について生じる損失を受けた者
を甲とし、国を乙として、下記条項により補償契約を締結する。

記

(契約の主旨)

- 第1条 乙は、別表に掲げる土地について生ずる損失の補償として、頭書の金額を甲に支払うものとする。
- 2 甲は、前項に規定する損失については、この契約に基づくもののほか一切の要求をしないものとする。

(必要書類の提出)

- 第2条 甲は、乙が印鑑証明書その他必要な書類の提出を求めたときは、当該書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(補償金の支払い)

- 第3条 乙は、甲から頭書の金額の支払いの請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に当該金額を甲に支払うものとする。

(契約に関する紛争の解決)

- 第4条 この契約に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は責任をもって解決するように努めなければならない。

(収入印紙の負担)

- 第5条 この契約書にはりつける収入印紙による費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

- 第6条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。
- この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲、乙署名(乙については記名によることができる。)押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

昭和 年 月 日

甲 住所
氏名

乙 住所
分任支出負担行為担当官
地方建設局 工事事務所長

別表

土 地 の 表 示
都 府 県 市 郡 区 町 村 地内

大 字	字	地 番	地 目	地 積	摘 要
-----	---	-----	-----	-----	-----
